

○防衛省告示第三十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更及び追加提供が平成二十八年二月八日次のとおり決定された。

平成二十八年二月十日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五一二一	築城飛行場	福岡県築上郡築上町	国有	建物…約六四〇平方メートル	
				平成二十八年一月十九日	
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座	国有	土地…約一、八〇〇平方メートル	

村

公有

土地…約四四〇平方メートル

平成二十八年一月四日

◎共同使用

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

二〇〇一 三沢飛行場

三沢市

国有

土地…約一三、〇〇〇平方メートル

航空自衛隊が庁舎の建替え用地等として

共同使用する。

二〇〇一 三沢飛行場

三沢市

国有

土地…約四二〇平方メートル

航空自衛隊が機外燃料タンク整備施設等

の建設用地等として共同使用する。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧

宜野湾市

国有

土地…約五〇平方メートル

民有

土地…約四、二〇〇平方メートル

宜野湾市が高架式道路の設置用地として  
共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地…約四、六〇〇、〇〇〇平方メートル 「航空施設及び教育訓練用施設の建設用地等として共同使用する」を「航空施設並びに教育訓練用施設及び機外燃料タンク整備施設等の建設用地等として共同使用する」に変更する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地…約一、一二三、〇〇〇平方メートル

ル

公有  
土地・約二九、〇〇〇平方メートル

国有  
工作物・滑走路等

国土交通省大阪航空局が民間航空の用に  
供するため、現在認められている「一日  
最大四往復の運航」を「一日最大六往復  
の運航」に変更する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三一〇二 相模原住宅地区 相模原市 国有 建物・約一六、〇〇〇平方メートル

工作物・門等

家族住宅等として追加提供する。

四〇八三 川上弾薬庫

東広島市

国有

工作物…下水等

保安施設として追加提供する。

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

工作物…土留

防災施設として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

建物…約五、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

管理棟等として追加提供する。